

旧市長公舎の保存活用にかかる方針検討委員会開催要綱

（目的）

第1条 旧市長公舎の保存活用にかかる方針を策定するにあたり、次に掲げることについて、関係する分野に見識を有する者から幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら検討することを目的として、旧市長公舎の保存活用にかかる方針検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- （1）旧市長公舎の保存活用に関する方針の検討・策定に関すること
- （2）そのほか、委員会が必要と認めること

（開催期間）

第2条 委員会の開催期間は、保存活用事業終了の日までとする。

（委員構成）

第3条 委員会は、委員7名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- （1）関係する分野に見識を有する者
- （2）その他市長が必要と認める者

（委員任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 委員会の会議は、公開とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、文化スポーツ部文化政策課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。